墨田区再開発等促進区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 (案)新旧対照表

改正案

現 行

(建築物の壁面の位置の制限)

第5条 建築物の外壁若しくはこれに代わる 柱の面又は建築物に付属する門若しくは<u>塀</u> で高さが2メートルを超えるものの面から 道路境界線又は隣地境界線までの距離は、 別表第3の計画地区の区分に応じ、それぞ れ同表ウ欄に掲げる数値以上でなければな らない。ただし、地盤面下の部分について は、この限りでない。

2 [略]

別表第1

名 称	区域
東京都市計画両国駅	平成28年東京都告示第342号に定
北口地区地区整備計	める東京都市計画両国駅北口地区地区
画区域	計画の区域のうち、地区整備計画が定
	められた区域

別表第2

地区整備神区域の名称	計画地区の名称	区域
	東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域ファッション文化・コンベンション地区	平成28年東京都 告示第342号に 定める東京都市計 画両国駅北口地区 地区整備計画区域 のうち、ファッション文化・コンベ ンション地区に定 められた地区 平成28年東京都
東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域	東京都市計画両国駅化口地区地区整備計画区域業務地区	告示第342号に 定める東京都市計 画両国駅北口地区 地区整備計画区域 のうち、業務地区 に定められた地区
	東京都市計画両国 駅北口地区地区整 備計画区域教育施 設地区	平成28年東京都 告示第342号に 定める東京都市計 画両国駅北口地区 地区整備計画区域 のうち、教育施設 地区に定められた 地区
	東京都市計画両国駅北口地区地区整備計画区域宿泊地区	平成28年東京都 告示第342号に 定める東京都市計 画両国駅北口地区 地区整備計画区域 のうち、宿泊地区 に定められた地区

別表第3

1 東京都市計画両国駅北口地区地区整備

[同左]

第5条 建築物の外壁若しくはこれに代わる 柱の面又は建築物に付属する門若しくは<u>へ</u> いで高さが2メートルを超えるものの面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、 別表第3の計画地区の区分に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値以上でなければならない。ただし、地盤面下の部分については、この限りでない。

2 [略]

別表第1

名 称	区域
東京都市計画両国駅	平成8年東京都告示第914号に定め
北口地区再開発地区	る東京都市計画両国駅北口地区再開発
整備計画区域	地区計画の区域のうち、再開発地区整
	<u>備計画が</u> 定められた区域

別表第2

地区整備・恒区域の名称	計画地区の名称	区域
	東京都市計画両国 駅北口地区再開発 地区整備計画区域 ファッション文化 ・コンベンション 地区	平成8年東京都告示第914号に定める東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域のうち、ファッション文化・コンベンション地区に定められた地区
東京都市計画両国駅 北口地区再開発地区 整備計画区域	東京都市計画両国駅北口地区再開発地区整備計画区域業務地区	平成8年東京都告 示第914号に定 める東京都市計画 両国駅北口地区再 開発地区整備計画 区域のうち、業務 地区に定められた 地区
	東京都市計画両国 駅北口地区再開発 地区整備計画区域 教育施設地区	平成8年東京都告 示第914号に定 める東京都市計画 両国駅北口地区再 開発地区整備計画 区域のうち、教育 施設地区に定めら れた地区
	〔新設〕	

別表第3

1 東京都市計画両国駅北口地区再開発地

計画区域

<u> </u>	<u>= 20</u>		
ア	1	ウ	エ
計画地区	建築することができる建築	壁面の位置	ウの適用除
の名称	物	の制限	外の部分
東京都市	次に掲げる用途に供する建	5メートル	地下鉄及び
計画両国	築物であり、かつ、風俗営	(計画図に	地下駐車場
駅北口地	業等の規制及び業務の適正		の出入口の
区地区整	化等に関する法律(昭和2	の位置の制	部分
備計画区	3年法律第122号)第2	限として示	
域ファッ	条第1項及び第6項に掲げ	された部分	
	る営業の用に供するもの以	に限る。)	
化・コン	外のもの	,	
ベンショ	1 事務所		
ン地区	2 店舗又は飲食店		
	3 ホテル		
± +17	4 診療所		
東京都市	「 コー・・・・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
計画両国	施設		
駅北口地	6 教育・研修施設		
区地区整	7 集会場		
備計画区	8 美術館及び展示場		
<u>域業務地</u>	9 第1種電気通信事業施		
<u>X</u>			
	10 法別表第2(い)項		
	第9号に定める公益上必		
	要な建築物		
	11 供給処理施設		
	12 防災備蓄倉庫		
	13 前各号の建築物に付		
	属するもの		
東京都市	1 学校及びこれに付属す		
計画両国			
	2 水泳場		
区地区整			
備計画区			
域教育施			
設地区			
東京都市	風俗営業等の規制及び業務	計画図に示	
計画両国	の適正化等に関する法律第	す壁面の位	
	2条第1項及び第6項から	置の数値	
	第10項までに掲げる営業		
	の用に供する建築物以外の		
<u>域宿泊地</u>	<u>もの</u>		
<u>X</u>			

備考 この表において「計画図」とは、<u>東京都市計画両国駅北口地区地区計画における都市計画法</u>第14条第1項に規定する計画図をいう。

区整備計画区域

ア	1	ウ	エ
計画地区	建築することができる建築		ウの適用除
の名称	物		外の部分
東京都市	[同左]	〔同左〕	地下鉄及び
計画両国			駐車場の出
駅北口地			入口の部分
区再開発			<u> </u>
地区整備			
計画区域			
<u>ファッシ</u> ョン文化			
・コンベ			
ンション			
地区			
東京都市			
計画両国			
駅北口地			
区再開発			
地区整備			
計画区域			
業務地区			
東京都市	1 学校及びこれに付属す		
計画両国	る建築物		
駅北口地	2 水泳場		
区再開発			
地区整備 計画区域			
計画区域 教育施設			
地区			
		I.	
〔新設〕			

備考 この表において「計画図」とは、<u>都</u> 市計画法第14条第1項に規定する計画 図をいう。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。